

地域医療支援病院名称承認申請の概要

1 医療機関

- (1) 名 称 医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター
 (2) 開 設 者 医療法人社団協友会
 (3) 所 在 地 〒331-8577 埼玉県さいたま市北区土呂町 1522 番地
 (4) 病 床 数 337 床（一般病床 307 床、緩和ケア 22 床、ICU8 床）
 (5) 診療科目 内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、腎臓内科、
 糖尿病・代謝内科、血液内科、リウマチ科、緩和ケア内科、外科、
 消化器外科、乳腺外科、肛門外科、腫瘍内科、整形外科、形成外科、
 脳神経外科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、婦人科、
 皮膚科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、リハビリテーション
 科、救急科、病理診断科、歯科口腔外科

2 承認要件への該当状況

(1) 開設主体〈医療法第 4 条第 1 項、H10. 3. 27 厚告 105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関開設者、医療法人、学校法人、社会福祉法人等であること。	開設主体は医療法人である。	○

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第 4 条第 1 項第 1 号前段、法第 16 条の 2 第 1 項第 6 号、規則第 9 条の 16 第 6 号、H10. 5. 19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が 80%以上であること。 ②紹介率が 65%以上であり、かつ、 逆紹介率が 40%以上であること。 ③紹介率が 50%以上であり、かつ、 逆紹介率が 70%以上であること。	令和 6 年度実績 紹 介 率：64.7% 逆紹介率：75.5% で③に該当している。	○

(3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第 4 条第 1 項第 1 号後段、法第 16 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 9 条の 16 第 1 号、H10. 5. 19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登 録 制 度：有り 登録医療機関数：119 施設	○
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	令和6年度共同利用実績（延べ数）：666 件 （当該病院の開設者と直接関係のない医療機関：638 施設）	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床： 5 床	○

（４）救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	通常の当直体制： 医師3名、看護師3名、放射線技師1名、臨床検査技師1名、臨床工学技士1名、薬剤師1名、 通常当直体制外の医療従事者の確保状況： 医師14名、看護師33名	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：0 床 専用病床：4 床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設：救急初療室、集中治療室、手術室、放射線室、検査室、内視鏡室※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和6年度患者搬送実績：6,188 人	○

- (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、
 H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和6年度地域医療従事者向け研修実績：16回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	講義室 (主な設備) マイク、スクリーン、プロジェクター、音響セット等	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床 337 床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 3 階 床面積：450.09 m²、病床数：8 床	○

化学、細菌及び病理の検査施設	 化学検査室：2 階  細菌検査室：2 階  病理検査室：3 階 床面積：172.66 m²	○
病理解剖室	 1 階 床面積：38.40 m² 	○
研究室	  3 階 床面積：42.82 m²	○

講義室	 3階 床面積：180.08 m²	○
図書室	 3階 床面積：64.12 m²、蔵書数：540 冊程度	○
患者輸送用自動車	 主な設備：搬送用ストレッチャー、ガス架台	○
医薬品情報管理室	 1階 床面積： 20.47 m²	○

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録	診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療記録管理取扱規定」「文書管理規定」に基づき、各種分類して保管している。	○
-----------------------	--	---

- (8) その他（地域医療支援病院の管理者の行うべき事項）〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。	病院作成の「診療記録管理取扱規定」及び「彩の国東大宮メディカルセンター 連携登録医制度 運営規定」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。	○
患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。	患者相談のための患者サポート室を設置しており、患者相談を行う者として、患者サポート室に担当4名、医療福祉相談室に医療福祉相談員8名を配置している。 令和6年度患者相談実績：15,035件	○
紹介外来制を原則とすること。	紹介状を持たない患者に対しては選定療養費（7,700円）を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。	○